

報告第4号

専決処分の報告及び承認について

我孫子市固定資産評価員の選任については、急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和3年6月7日提出

我孫子市長 星野 順一郎

報告理由

我孫子市固定資産評価員の選任について専決処分したので、その承認を求めるため報告するものです。

写

専 決 処 分 書

我孫子市固定資産評価員の選任について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年4月1日

我孫子市長 星 野 順一郎

理 由

我孫子市固定資産評価員渡邊健成氏の退任に伴い、その後任の選任について急を要するため

我孫子市固定資産評価員の選任について

地方税法第404条第2項の規定により、次の者を我孫子市固定資産評価員に選任する。

居住地 我孫子市

ふりがな こぼやし おさむ
氏名 小林 修

生 年 昭和38年

令和3年4月1日

我孫子市長 星 野 順一郎